

○厚生労働省告示第三百七十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十条第十号の規定に基づき、薬事法第五十条第十号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三十八号を第三十九号とし、第十五号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 「（七R）―四―（五―クロロ―・三―ベンゾオキサゾール―ニ―イル）―七―メチル―
・四―ジアゼパン―一―イル」 「五―メチル―二―（二H―一・二・三―トリアゾール―二―イル
）フエニル」メタノン（別名スボレキサント）及びその製剤